

2 1 工 第 2 2 3 8 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

(社) 日本電気協会 九州電気協会
(社) 北九州電設協会
(社) 福岡電業協会
福岡県電気工事業工業組合
福岡県電設工業協同組合 殿

福岡県商工部工業保安課長

電気工事の実施に係る液化石油ガスの保安の確保について (依頼)

貴協会 (組合) におかれましては日頃から福岡県の産業保安行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る平成 2 1 年 1 1 月、県内の一般住宅において、電化工事の際に液化石油ガス容器が電気温水器基礎工事者により取り外され放置されたことにより、液化石油ガスが大量漏洩するという事故が発生しました。一つ間違えれば重大事故となりかねない状況でした。

これまでも、国において、法令違反を含め安全上の問題から、液化石油ガス工事の知識・技術の無い者による液化石油ガス供給設備の無断撤去に対し、関係団体を通じ注意喚起を行ってきたところですが、県内におきましても、未だに無断撤去行為が発生しています。

液化石油ガスはその性質上、高圧かつ可燃性であり、取り扱いを誤ると重大な災害を引き起こす恐れがあることから、液化石油ガス供給設備に係る工事等は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号)」で厳しく規制されています。

つきましては、液化石油ガス供給設備を撤去する必要がある際は、必ず設置したガス販売店へ連絡し、無断で取り外すことのないよう、会員 (組合員) 及び会員 (組合員) と取引関係にある工事業者等の皆様へ周知いただきますようご協力をお願いいたします。